

一般社団法人 山口県物産協会会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県物産協会（以下「協会」という。）の会員に関し、定款第3章に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会員の区分)

第2条 協会には「正会員」及び「特別会員」を置く

2 「正会員」及び「特別会員」の区分は次のとおりとする。

- (1) 正会員 県内外に事務所、事業所、店舗を有し、「県産品」を製造・加工・販売又は「県産品」を使用して飲食を提供している個人、法人、その他の団体
- (2) 特別会員 県内の市町、商工会議所、商工会等

(入会手続)

第3条 協会に会員として入会しようとする者は、それぞれ次の各号に掲げる者について、同号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

(1) 正会員

入会申込書、入会に係る誓約書、暴力団排除に関する誓約書

(2) 特別会員

入会申込書

2 会長は、前項の規定により入会申し込みのあった者について、「会員資格審査基準」により審査を行い、承認又は不承認の決定を行うものとする。

(会 費)

第4条 会員は、次の各号に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年額 12,000円

(2) 特別会員 年額 12,000円

(会員の義務)

第5条 会員は、次の義務を負うものとする。

(1) 協会の実施する事業に対して積極的に参加し、又は協力すること。

(2) 会費を所定の期限までに納入すること。

なお、特段の事情により会長が特に必要と認める場合は、当該年度に限り会費を免除することができるものとする。

その場合、当該年度の会員特典は、授受することができないものとする。

(退 会)

第6条 会員は退会しようとするときは、定款第8条の規定により「退会届」を提出するものとする。

(除名等)

第7条 除名及び会員資格の喪失並びに抛出金品の不返還は、定款第9条から第11条の規定による。

附 則

この規程は、平成26年 7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。